

熊本県に東京圏から移住される方へ 移住支援金を支給します！！



©2010 熊本県くまモン

支援金の額

世帯: 100万円 単身: 60万円

対象市町村に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者一人につき**最大100万円**を加算

主な支給要件

**【移住元要件】 東京23区に在住 又は
東京圏※1在住で東京23区に通勤 していた方**

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の市町村を除く地域

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

【移住先要件】 熊本県内の市町村に移住し、就業等※2 した方

※2 次の1～4のいずれかに該当する方が対象です。

1. 就業に関する要件(①、②のいずれか)

①「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている移住支援金対象の求人に就業したこと

②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと

2. 起業に関する要件

熊本県が募集する起業支援補助金の交付決定を受けていること

3. テレワークに関する要件

自己の意思によって移住し、移住先で移住前の業務を継続していること

4. 関係人口に関する要件

市町村が、当該地域と関わりがあり、地域の担い手(農林水産業への就業など)とする要件を満たすこと



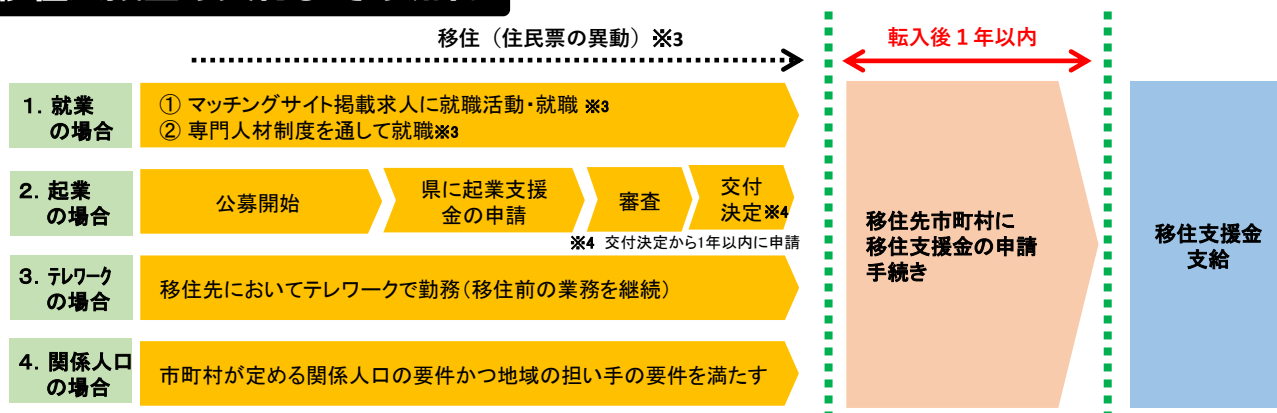
求人情報はこちら

ワンストップ
Jobサイト くまもと

▶子育て加算の有無や支給要件については、移住(予定)市町村及び転入日によって異なる場合がありますので、必ず移住(予定)市町村の担当窓口にご確認ください。

▶移住支援金は所得税法第34条に規定する一時所得に該当するため、課税対象となります。

移住支援金の交付までの流れ



※3 市町村によっては、「就職して3か月以上」又は「移住(転入)して3か月以上」の要件を設定している場合もあります。

移住支援金 簡易チェックシート



【共通】

【チェック】

(1) 次のいずれかに該当する。 ※ <在住> と <通勤> は、合算して通算5年以上でも対象

<在住>

▶ 移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住していた

☐

<通勤>

▶ 移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち東京圏（埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住し、東京23区内へ通勤していた

(2) (1) の状況が移住直前に連続して1年以上である。

☐

(3) 転入後1年以内である。

☐

(4) 移住支援金の申請日から5年以上、移住先市町村に継続して居住する意思がある。

☐

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。

☐

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの資格を有する。

☐

全て該当

【就業の場合】

次のいずれかに該当する。

① ワンストップジョブサイトに掲載された移住支援金対象の求人への就業である。

② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業である。

☐

【起業の場合】

熊本県が実施する起業支援事業における起業支援補助金の交付決定を受けている。

☐

【テレワークの場合】

移住先においてテレワークで勤務し、移住前の業務を継続している。

☐

【関係人口の場合】

各市町村が定める要件に該当している。

☐

いずれか1つ該当

▶ 上記に該当する場合は **移住支援金の対象となる可能性があります** ので、**移住（予定）市町村の担当窓口にご相談ください。**

※ 支給要件等については、移住(予定)市町村及び転入日によって異なる場合がありますので、必ず移住(予定)市町村の担当窓口にご確認ください。

熊本県移住定住ポータルサイトでは、
熊本の暮らしに役立つ情報が満載です！

熊本県移住定住ポータルサイト



KUMAMOTO
LIFE

<https://www.kumamoto-life.jp>

熊本県 移住

検索



©2019熊本県くまモン

<MEMO>

Welcome to KUMAMOTO!!